

静岡銀行カードローン「セレカ」の規定変更について

静岡銀行カードローン「セレカ」の規定を下記のとおり変更します。

記

1. 変更内容

■セレカ規定（当座貸越規定）

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくとも、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとしてします。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(7)相続が開始されたとき。</u></p> | <p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくとも、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとしてします。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7)（削除）</p> |

■セレカ保証委託約款

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>第4条（求償権の事前行使）</p> <p>1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6)相続の開始があったとき</u></p> <p><u>(7)保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責に帰すべき事由によって、保証会社において私の所在が不明となったとき</u></p> <p><u>(8)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき</u></p> <p><u>(9)本件ローン契約または本約款の条項に違反したとき</u></p> <p><u>(10)その他保証会社の債権保全のために必要と認められたとき</u></p> | <p>第4条（求償権の事前行使）</p> <p>1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6)（削除）</p> <p><u>(6)保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責に帰すべき事由によって、保証会社において私の所在が不明となったとき</u></p> <p><u>(7)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき</u></p> <p><u>(8)本件ローン契約または本約款の条項に違反したとき</u></p> <p><u>(9)その他保証会社の債権保全のために必要と認められたとき</u></p> |

2. 変更日 2019年6月17日（月）

＜本件に関するお問い合わせ先＞ しずぎんインターネット支店「セレカ」専用ご相談窓口

フリーダイヤル 0120-680-311 携帯電話・スマホからは 054-348-7151

電話受付時間／平日 9：00～17：00（12/31～1/3を除く）

以上